

成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
精神・障害保健課

成年後見制度の見直し等について

- 民法において、成年後見制度が規定されている。
 - 法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度
 - 任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度
- 令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。令和7年6月には中間試案が示された。（第147回障害者部会で報告）
- その後、同民法（成年後見等関係）部会での調査審議において、3ページのとおり、法定後見制度について、現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されている。

⇒今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人について見直しが行われる場合には、障害保健福祉関係法令において、関係する規定（※）についても、併せて修正を行うことを予定している。

（※）身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等における、市町村長による後見・保佐・補助開始の審判の請求に関する規定、「家族等」や「保護者」等に関する規定を想定。

法定後見制度の見直しの概要

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度			
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている			
対象者の能力	不十分		著しく不十分	欠く常況
制度	補助		保佐	後見
支援を行う者	補助人		保佐人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
見直し後の制度	適用範囲の拡大			廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況	
制度	代理		取消しの特則	
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		選択可	
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判	
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人	
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権	
			+ 意思表示の受領・保存行為	

3

参考資料

成年後見制度の見直しに向けた検討 (中間試案)

令和7年6月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度
任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、**成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要**

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画 (R4.3.25閣議決定 抄)

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 障害者の権利に関する条約 (R4.10.7 抄)

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号(2014年) 法律の前にひときく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひときく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

5

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任(交代)等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法(成年後見等関係)部会 (部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授)

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施(同年8月25日まで)
(第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**)

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

6

主な検討事項

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

7

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ **本人の意見を重視すべきであることを明確に**することを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、**新たな解任事由**を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が**本人の意思を尊重することの内容**（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を**明確に**することを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ **本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める**など任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって**成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確に**する案を引き続き検討

8

法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員等名簿

（令和7年10月28日現在）

（部会長）

早稲田大学法学学術院教授

山野目 章夫

（委員）

弁護士（大阪弁護士会）
日本司法書士会連合会会長

新潟大学法学部教授

主婦連合会会長

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問

東北大学大学院法学研究科教授

株式会社三井住友銀行事務統括部部長代理

同志社大学大学院司法研究科教授

一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート

青木 佳史

小澤 吉徳

上山 泰

河村 真紀子

久保 厚子

久保野 恵美子

佐野 由佳

佐久間 毅

櫻田 なつみ

東京家庭裁判所判事

弁護士（愛知県弁護士会）

法務省大臣官房審議官

横浜国立大学理事

公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事

日本労働組合総連合会副事務局長

公益社団法人日本社会福祉士会参事

法務省民事局長

最高裁判所事務総局家庭局長

下澤 良太

竹内 裕美

竹林 俊憲

常岡 史子

花俣 ふみ代

林 鉄兵

星野 美子

松井 信憲

馬渡 直史

（幹事）

京都大学大学院法学研究科教授

内閣法制局参事官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長

最高裁判所事務総局家庭局第二課長

東京大学大学院法学政治学研究科教授

法務省民事局民事法制管理官

一橋大学大学院法学研究科教授

弁護士（神奈川県弁護士会）

青木 哲

家原 尚秀

占部 亮

海老名 英治

遠藤 圭一郎

加毛 明

笹井 朋昭

杉山 悦子

根本 雄司

厚生労働省老健局認知症総合戦略企画官兼

地域づくり推進室長

公益社団法人成年後見センター・

リーガルサポート常任理事

法務省民事局参事官

最高裁判所事務総局民事局第一課長

法務省民事局民事第一課長

学習院大学法学部教授

早稲田大学法学部教授

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室長

野村 晋

野村 真美

波多野 紀夫

不破 大輔

望月 千広

山下 純司

山城 一真

米田 隆史